資料７

ワンストップ・サービス・デイ、年末年始対策の実施を受けた課題と今後の対応について

平成 22 年 1 月 13 日

貧困・困窮者支援チームは、「緊急雇用対策」に基づき、「今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする」ことを目標に、「ワンストップ・サービス・デイ」を 11 月と 12 月の２回開催し、また、「年末年始の生活総合相談」の実施を各自治体に要請した。

１　実施状況と課題について

○　ワンストップ・サービス・デイ

・第１回：11 月 30 日、実施 77 か所、協力 215 市町村、利用 2,404 名
・第２回：12 月、実施 204 か所、協力 400 市町村、利用 3,926 名
・いずれも利用者からは好評
・一方で、準備期間の不足、不十分な周知といった状況や、参加機関の大きな負担が生じた

○　年末年始の生活総合相談

・194 自治体が実施
・東京都では、生活総合相談と宿泊・食事等の提供を実施

○　ハローワークの年末緊急職業相談

・12 月 29、30 両日に全国 77 か所で実施

○　成果と課題

・住居を喪失した求職者の支援に対して国や地方自治体が責任を持って対応したという点で一定の目的は達成
・東京都が用意した年末年始の臨時宿泊施設の利用者が当初の想定を大幅に上回ったことについて
　－依然として厳しい雇用情勢の中、第２のセーフティネットによる支援が、周知不足で知られていないことや使いにくさなどの理由で不十分なものにとどまっていることが一つの要因として考えられる

・ワンストップ・サービス・デイについて
－限られた実施体制の中で利用者に対する効果的なワンストップ・サービスをいかに提供するかという観点から、今後の在り方について検討していくことが必要

２　今後の対応について

年末年始の限定された期間に、職や住所を失った人たちの対応が必要になるということは、裏返せば、通年の対応により一層改善すべき点が残されているということでもある。年末に多くの人たちが「年を越せないのではないか」という不安を抱えなくて済むような、年間を通じての対応が必要である。

１で示した課題も踏まえ、以下の対応を検討、実施するとともに、必要な施策を引き続き検討していくこととする。

○　景気の回復による雇用機会の確保・拡大
・景気の悪化により仕事、住居を失った方が、一人でも多く職を得て安定的な生活を送れるためには、景気の回復による雇用機会の確保・拡大が必要
・このため、「緊急雇用対策」、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の推進などに政府全体で取り組んでいく

○　第２のセーフティネットの改善等
・雇用保険の適用範囲の拡大を図るとともに、第２のセーフティネットが生活保護に陥る手前の真のセーフティネットとして一体的に機能するよう、対象者の拡大等の要件緩和や手続きの迅速化等を通じて、各種のサービスがより利用しやすいものとなるよう、見直す
・当面、住宅手当の要件緩和等を通じた対象者の拡大、就職安定資金融資における対象者の拡大、緊急人材育成支援事業の周知・運用面での改善等に取り組む

○　第２のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップで提供でき、切れ目のないセーフティネットを実現するための体制整備
・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」による体制強化（21 年度第二次補正予算成立後）
▽住居・生活支援アドバイザー（仮称）の配置（ハローワークに配置予定）
▽生活保護受給者に対する就労支援員及び住宅手当受給者等に対する住宅確保・就労支援員の増配置（福祉事務所等に配置予定）

▽社会福祉協議会相談員の増配置

・これらを有効活用することにより自治体、社会福祉協議会、ハローワーク等の連携体制を強化し、連絡票の有効活用、改善も行いながら、求職中の貧困・困窮者に対して必要な支援が切れ目なく、かつ一体的に行われるよう、ワンストップの相談支援体制を構築

・さらに、今後のワンストップ・サービス・デイの開催の検討を含め、各地域におけるワンストップ・サービスの在り方を検討

・これらの相談支援体制が効果的に機能するようにするための具体的な協議を行うため、関係機関から構成される生活福祉・就労支援協議会（仮称）をできるだけ早期に各地域ごとに設置

○　各種制度に係る情報提供・広報の強化

・第２セーフティネットの各種制度については、これまでホームページの活用、リーフレット、パンフレットの作成等により情報提供・広報を行ってきたところ

・よりアクセスし易くするためのフリーダイヤルや折々の効果的なキャンペーンについて検討するなど、引き続き広報の強化に努めるとともに、支援策について、必要な方に「待ち」の姿勢ではない積極的な情報提供（アウトリーチ）を行う